

「国産木材使用計画」及び「国産木材使用完了届出書」の提出方法について

1. 手続きの流れ

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度（みなとモデル制度）における手続きの流れは下図のとおりです。建築計画時に行う「事前協議」、着工前の「計画書の提出」、工事期間中に行う「中間検査」、しゅん工後に行う「完了届出書の提出・完了検査」の4段階あります。

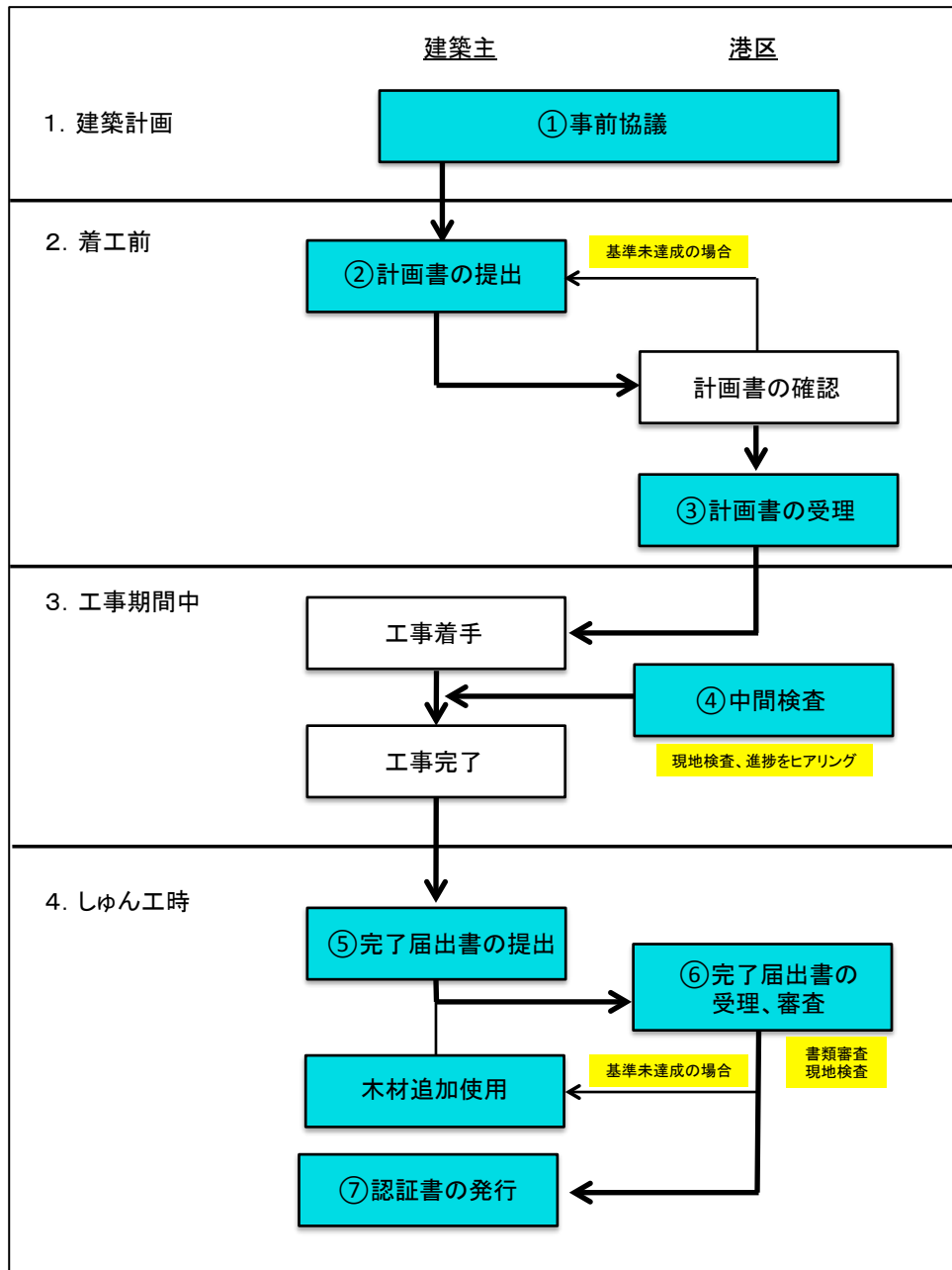


図 手続きの流れ

2. 提出書類

(ア) 国産木材使用計画書の提出時

●提出書類一覧（計画書提出時）

資料番号	資料名・内容	確認・注意事項
要綱第1号様式	国産木材使用計画書	●正副2部提出
添付資料 1-1	国産木材使用予定数量調書【規定書式】	●基準量達成見込みを確認
添付資料 1-2	参考資料 a 部材別数量内訳表 参考資料 b 戸数表 混合製品等証明書	●「付属資料 国産木材使用予定数量調書」の補足資料であり、必要に応じて提出 ●みなとモデル二酸化炭素固定認証制度の混合製品を使用する場合、メーカーや型番がきまっている場合は提出
添付資料 1-3	建築確認申請書（第一面～第五面） 建築計画概要書（第一面～第三面） 外部仕上表 内部仕上表（各部屋） 各階平面図 各面平面図（4面） 矩計図（一部・但し木材を使用している部分） 天井伏図（天井に木材を使用している場合） 工程表	●計画概要の把握・予定数量調書に記載された数値の確認 ●立面図、平面図、矩計図等設計図は対象木材の使用箇所が識別できるようマーカー等で色付けする スケールで寸法をあたることができ縮尺の図面とする
添付資料 1-4	家具類設計図	家具類を対象に含める場合のみ提出

※提出書類は上記の番号の順に綴じて下さい

※混合製品とは、複合フローリング・MDF・パーティクルボード・OSB・木質セメント版・再生木材等です

※混合製品証明書は、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度の登録事業者に直接問い合わせる取り寄せてください。登録事業者は、下記 URL に掲載してあります。

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度 <http://www.uni4m.or.jp>

(イ) 国産木材使用完了届出書の提出時

●提出書類一覧（完了届提出時）

資料番号	資料名・内容	確認・注意事項
要綱第2号様式	国産木材使用完了届出書	●正副2部提出
添付資料 2-1	国産木材使用数量調書【規定書式】	●基準量達成見込みを確認
添付資料 2-2	参考資料 a 部材別数量内訳表 参考資料 b 戸数表 混合製品等証明書	●「付属資料 国産木材使用予定数量調書内訳」の補足資料であり、必要に応じて提出 ●みなとモデル二酸化炭素固定認証制度の混合製品を使用する場合で、メーカーや型番がきまっている場合は提出
添付資料 2-3	二酸化炭素固定量算定報告書【規定書式】	●CO2固定量の算定結果、国産木材使用実績等について記載
添付資料 2-4	完了検査申請書（第一面～第四面）	延べ面積に変更がある場合は、更に「計画変更確認申請書（第一面～五面）」又は「軽微な変更説明書」を添付
添付資料 2-5	認証対象木材の納品書または出荷証明書 現場写真	●数量調書に記載された産地、数値等を確認 ●納品書（出荷証明書）は付番し、二酸化炭素固定量算定報告書の「使用木材情報」での記載と対応させる ●現場写真はしゅん工後に見えなくなる部分のものも提出
添付資料 2-6	家具類設計図	家具類を対象に含める場合のみ提出
添付資料 2-7	添付資料 2-1 国産木材使用完了数量調書」の木材使用量が確認できる図面一式	●国産木材使用計画書から変更があった場合に提出 ●対象木材の使用箇所が識別できるようマーカー等で色付けする スケール等であたる縮尺の図面とする

※提出書類は上記の番号の順に綴じて下さい

※混合製品とは、複合フローリング・MDF・パーティクルボード・OSB・木質セメント版・再生木材等です

※混合製品証明書は、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度の登録事業者へ直接問い合わせる取り寄せてください。

3. 提出方法・提出先

(ア) 提出方法

「国産木材使用計画書」及び「国産木材使用完了届出書」いずれも捺印のうえ、正本・副本それぞれをファイルに綴じて提出して下さい。

(イ) 提出先

港区環境リサイクル支援部環境課 地球温暖化担当

(みなとモデル二酸化炭素固定認証制度事務局)

〒105-8511 港区芝公園 1-5-25 8階

TEL: 03-3578-2494 FAX: 03-3578-2489